

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシユ条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	1 条約の成立経緯	一
2	2 条約締結の意義	一
3	3 条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	4 早期国会承認が求められる理由	二
一一	条約の内容	二
1	1 他の条約との関係	二
2	2 定義	二
3	3 受益者	二
4	4 利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外	二
5	5 利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換	三
6	6 利用しやすい様式の複製物の輸入	三
7	7 技術的手段に関する義務	三
8	8 プライバシーの尊重	三
9	9 国境を越える交換を促進するための協力	三
10	10 実施に関する一般原則	三
11	11 制限及び例外に関する一般的義務	三
12	12 他の制限及び例外	四
13	13 管理条項	四

14	最終条項	四
	三 条約の実施のための国内措置	四
	(参 考)	五

一 概説

1 条約の成立経緯

- (1) 視覚障害者等による点字図書、録音図書等の利用を促進するための国際的な枠組みが存在していなかったため、各国が自国で作成した点字図書、録音図書等を国境を越えて海外の視覚障害者等のために提供する際には様々な制約が存在し、視覚障害者等が著作物を利用するための環境が十分には整備されていなかった。
- (2) このような状況を改善すべく、世界的所有権機関において、著作権の制限及び例外に関する議論が継続的に行われてきた。平成二十一年（二千九年）以降、視覚障害者等のための著作権の制限及び例外に関する条約案が提案される等、議論が加速化した。
- (3) この条約は、こうした検討を経て、平成二十五年（二千十三年）六月、マラケシュで開催された外交会議において採択されたものである。

2 条約締結の意義

この条約は、視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の視覚障害者等による国内外の著作物の利用の機会を更に促進するとともに、視覚障害者等による著作物の利用の機会の促進に関する国際的な取組に貢献するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 自国の著作権法において、視覚障害者等のために、著作権に関する世界的所有権機関条約に定める複製権、譲渡権及び公衆の利用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定めること。
- (2) 権限を与えられた機関が、視覚障害者等の利用しやすい様式の複製物を他の締約国の視覚障害者等若しくは権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の視覚障害者等若しくは権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことができることを定めること。

(3) 視覚障害者等又は権限を与えられた機関が権利者の許諾を得ることなく視覚障害者等のために利用しやすい様式の複製物を輸入することを認めること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成二十八年（二千十六年）九月に効力を生じており、我が国においても障害者団体からこの条約の早期の締結について要望が示されているところ、障害者福祉の観点から早期の締結が期待されている。我が国の視覚障害者等による国内外の著作物の利用の機会を更に促進するとともに、視覚障害者等による著作物の利用の機会の促進に関する国際的な取組に貢献するため、できるだけ早期にこの条約を締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十二箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 他の条約との関係（第一条）

この条約は、他の条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 定義（第二条）

この条約の適用上の用語（「著作物」、「利用しやすい様式の複製物」及び「権限を与えられた機関」）について定義している。

3 受益者（第三条）

受益者は、(a)盲人である者、(b)視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であつて、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの、(c)身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は目の焦点を合わせることに若しくは目を動かすことができない者、のいずれかに該当する者である。

4 利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外（第四条）

(1) 締約国は、受益者のために著作物を利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能とすることを促進するため、自国の著作権法において、複製権、譲渡権及び公衆の利用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定める。

(2) 締約国は、この条の規定に基づく制限又は例外を、自国の市場において受益者が特定の利用しやすい様式では妥当な条件により

商業的に入手することができない著作物に限定することができ、この条約の批准、受諾、加入等の時に、世界的所有権機関事務局長に寄託する通告において、その旨を宣言する。なお、我が国は、この条約の加入に際してこの宣言を行う予定である。

5 利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換（第五条）

締約国は、利用しやすい様式の複製物が作成される場合には、権限を与えられた機関が、当該利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことができることを定める。

6 利用しやすい様式の複製物の輸入（第六条）

締約国の国内法令は、受益者等又は権限を与えられた機関が著作物の利用しやすい様式の複製物を作成することを認める範囲において、権利者の許諾を得ることなく受益者のために利用しやすい様式の複製物を輸入することを認めるものとする。

7 技術的手段に関する義務（第七条）

締約国は、技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める場合には、受益者が当該法的保護によりこの条約に定める制限及び例外を享受することを妨げられないことを確保するため、必要に応じて適当な措置をとる。

8 プライバシーの尊重（第八条）

締約国は、この条約に定める制限及び例外の実施に当たり、他の者との平等を基礎として受益者のプライバシーを保護するよう努める。

9 国境を越える交換を促進するための協力（第九条）

締約国は、権限を与えられた機関が相互に特定することを支援するための情報の自発的な共有を奨励することにより、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するよう努める。

10 実施に関する一般原則（第十条）

締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

11 制限及び例外に関する一般的義務（第十一条）

締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとるに当たり、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び著作権に関する世界知的所有権機関条約に基づいて有する権利を行使することができ、並びにこれらの条約に基づいて負う義務を履行する。

12 他の制限及び例外（第十二条）

締約国は、各締約国が、その経済状況並びに社会的及び文化的なニーズを考慮し、その国際的な権利及び義務に従い、受益者のための著作権の制限及び例外であつてこの条約に定めるもの以外のものを各締約国の国内法令において実施することができることを認める。

13 管理条項（第十三条及び第十四条）

(1) 締約国は、総会を設置する。総会は、この条約の適用及び運用に関する問題を取り扱い、世界知的所有権機関事務局長の招集により、世界知的所有権機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(2) 世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

14 最終条項（第十五条から第二十二条まで）

この条約の締約国となる資格、効力発生、廃棄、寄託者等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、著作権法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成二十五年六月二十七日 マラケシュにおいて採択

2 効力発生 平成二十八年九月三十日

3 署名国 七十九箇国及び欧州連合

アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ヨルダン、ケニア、大韓民国、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マリ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、北朝鮮（*）、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、サントメ・プリンシペ、セネガル、シオラレオネ、スロベニア、スーダン、スイス、シリア、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ジンバブエ、欧州連合

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成三十年二月一日現在 三十三箇国

アルゼンチン、オーストラリア、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、イスラエル、ケニア、大韓民国、キルギス、リベリア、マラウイ、マリ、メキシコ、モントゴル、ナイジェリア、北朝鮮（*）、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントビンセント、シンガポール、スリランカ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ウルグアイ

（* 我が国は、国家として承認していない。）